

# 上五箇地区 の 防災計画



2021年4月発行  
《上五箇自主防災会》

## 目 次

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 1   | はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・   | 1  |
| 2-1 | 災害に対する役割分担と活動・・・・・・・・  | 2  |
| 2-2 | 上五箇自主防災会組織・・・・・・・・     | 3  |
| 3   | 災害への備え、取り組み・・・・・・・・    | 4  |
| 4   | 避難の防災マップ・・・・・・・・       | 5  |
| 5   | 避難方法（避難のフロー）           |    |
|     | ●地震編・・・・・・・・           | 6  |
|     | ●水害編・・・・・・・・           | 7  |
| 6-1 | 避難行動要支援者対策・・・・・・・・     | 8  |
| 6-2 | 一緒に避難するときのポイント・・・・・・・・ | 9  |
| 7   | 資 料                    |    |
|     | ●上五箇地区自主防災会会則・・・・・・・・  | 10 |

# 1 はじめに

## 上五箇地区の皆様へ



災害は、忘れたところに突然やってきます。

地区の皆さんが、この災害を共に乗り越えるためには、日ごろからの準備・備えが不可欠です。自分、そして大切な家族、地区を守るためにも、地区の皆さんが協力し助け合うことが、大きな力を発揮すると思います。

この計画は、上五箇地区に想定される大地震や風水害などの災害について、住民と地区防災組織がどのような対策をとればよいか、そのための準備と行動計画についてまとめたものです。

## 過去の災害・想定される災害

水害 明治43年8月には利根川堤防決壊により、上五箇地区全域が壊滅したほどの水害が発生した経緯があります。また、令和元年の台風19号による水害も記憶に新しいものです。

上五箇地区は、千代田町ハザードマップによれば、全ての地域で最大で5m以上10m未満の湛水が発生すると想定されています。

地震 予想されるのが関東平野北東西縁断層帯地震であり、広い範囲で東日本大震災（5強）に匹敵若しくは上回ることが予測されています。

## 被害に遭えば

地震、異常気象による台風、大雨、竜巻などが発生した場合（災害に遭うと）

- 人的被害の発生
- 建物の破損、道路、電気、水道などのインフラ被害の発生



**これまで経験したことのない不便で不安な生活が始まります**

## 2-1 災害に対する役割分担と活動

### 自助・共助の基本及び地区住民等の役割と活動



#### 自助・共助・公助とは(防災のキーワード)

- 自助 自分の身は自分で守る
- 共助 隣近所・地区の助け合い、自分たちの地区は自分たちで守る
- 公助 行政などによる支援

#### 地区住民の役割と活動

自助・共助の意識を持ち

- 1 自分は何かできるかを考え、近隣住民と協力し助け合い、冷静かつ積極的に行動してください。
- 2 高齢者のかたも、自分で助かる方法を考えてください。

#### 自主防災会の役割と活動

- 1 日頃から、災害時に注意する箇所、一時避難場所、避難所、避難行動要支援者、隣組未加入者（世帯）の状況等を把握する。そのために、防災に係る方針の策定、防災資材等の整備・点検を実施する。
- 2 組織の班編成や活動内容を明確にし、地区住民の訓練を推進する。
- 3 災害時には行政と連携し、情報の収集・伝達、救出・救護、避難誘導、避難所の運営及び避難行動要支援者への支援等を実施する。



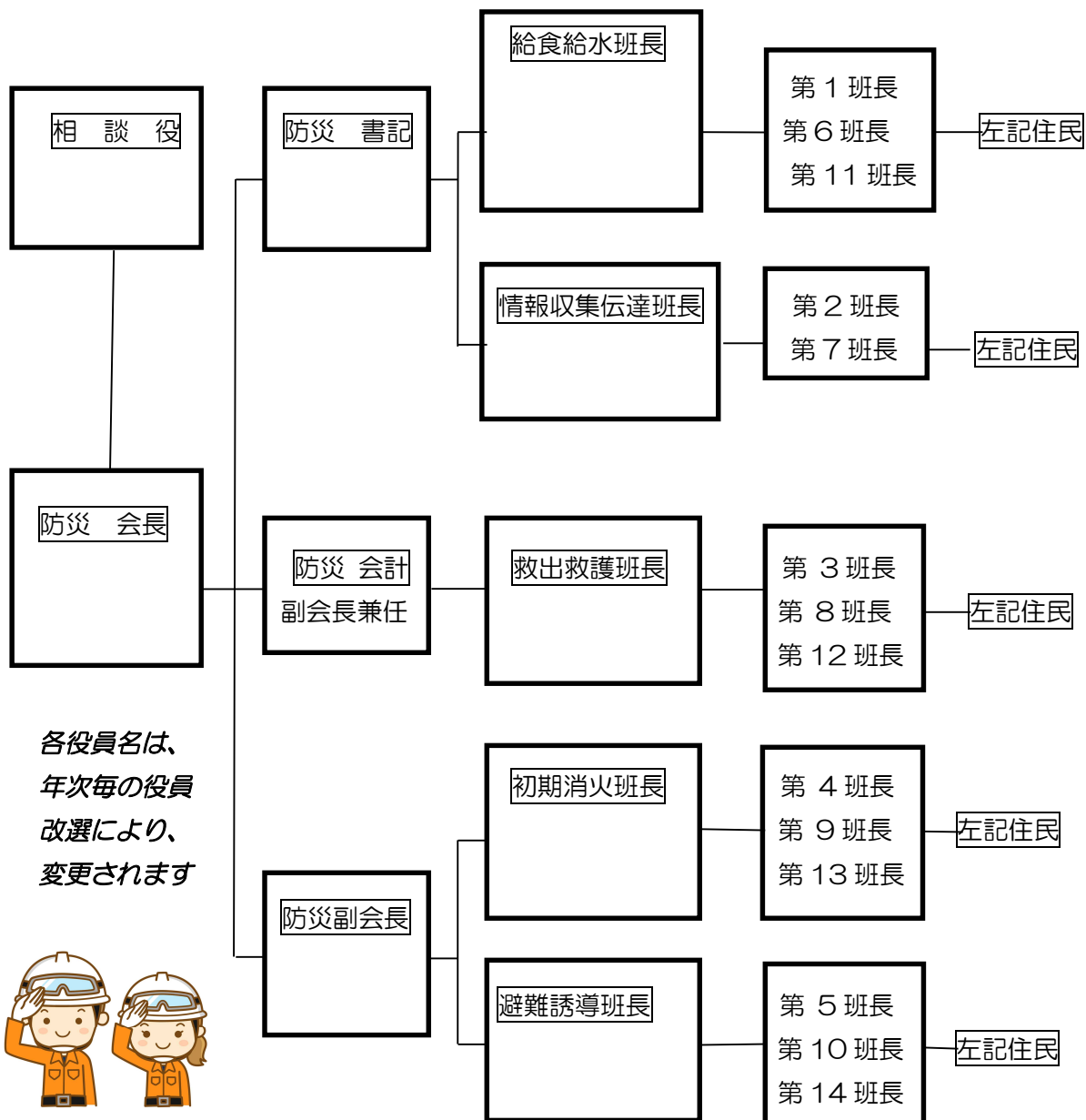
#### 災害時

- 自主防災組織の役割分担に基づき、あらかじめ決められた役割を素早く対応する。（上五箇自主防災会組織図参照）

#### 平常時

- 活動体制、役割分担を決めておく。
- 各種訓練の計画・実施、活動計画の見直し、各種防災イベントへの積極的な参加を推進する。

## 2-2 上五箇自主防災会組織図



### 各班の活動内容

|         | 平常時                                                                                  | 災害時                                                                                   |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難誘導班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導訓練</li> <li>身障者、老人等の弱者対策</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報に基づく避難誘導</li> <li>公的消防機関と連絡</li> </ul>       |
| 初期消火班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>出火防止の啓発</li> <li>初期消火訓練</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>初期消火活動</li> <li>消防機関へ協力</li> </ul>             |
| 救出救護班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>お年寄り、病人などを把握</li> <li>救急法の知識習得</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>負傷者等の救出及び手当</li> <li>お年寄り、病人などの安全確保</li> </ul> |
| 情報収集伝達班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>防災知識の普及啓発</li> <li>情報の収集伝達計画</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>住民への情報伝達</li> </ul>              |
| 給食給水班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>食料、飲料水確保の呼びかけ</li> <li>炊出し、給水訓練を行う</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて炊出し</li> <li>飲み水、食料等の適正配分</li> </ul>     |

### 3 災害への備え、取り組み



#### 各家庭での取り組み

- 普段からの地域交流が大切です。日頃からの近所付き合いを大切に。
- 自分を知ってもらうため、積極的な地区イベントに参加する。
- 災害について、自ら可能な限りの情報収集と、十分な備え（備蓄）が必要である。
- 我が家の安全対策や避難方法・緊急連絡先手段等の取り決めておく。  
また、災害に備えた非常持出し品等の防災用具の点検、補充を随時実施する。

#### 備蓄のポイント

もしもの時、すぐに支援が届かない場合もあります。

- 少なくとも最低3日以上（できれば7日分）の食糧、飲料水（大人1人日3ℓ）、生活必需品等の備蓄
- 非常持出し品（薬・眼鏡・貴重品等）、防災用具の点検・補充をお忘れなく



#### 自主防災会の取り組み

- 防災知識の普及・啓発を行う。
- 災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導及び避難行動要支援者、隣組未加入者（世帯）への支援等が迅速に行えるよう、防災訓練を実施する。
- 防災資機材等の備蓄・点検及び管理を行う。
- 避難行動要支援者、隣組未加入者（世帯）の把握、避難支援対策を確立する。

※避難行動要支援者名簿は、個人情報保護の関係により上五箇地区自主防災会役員が管理する。



## 4 避難の防災マップ 上五箇地区

避難所：災害発生後に、一定期間避難生活を  
する施設

緊急避難場所：命を守るため、一時的に避難  
する場所

一時集合場所：大地震発生後、安否確認のた  
め隣組で一時的に集合する場所

### 凡例

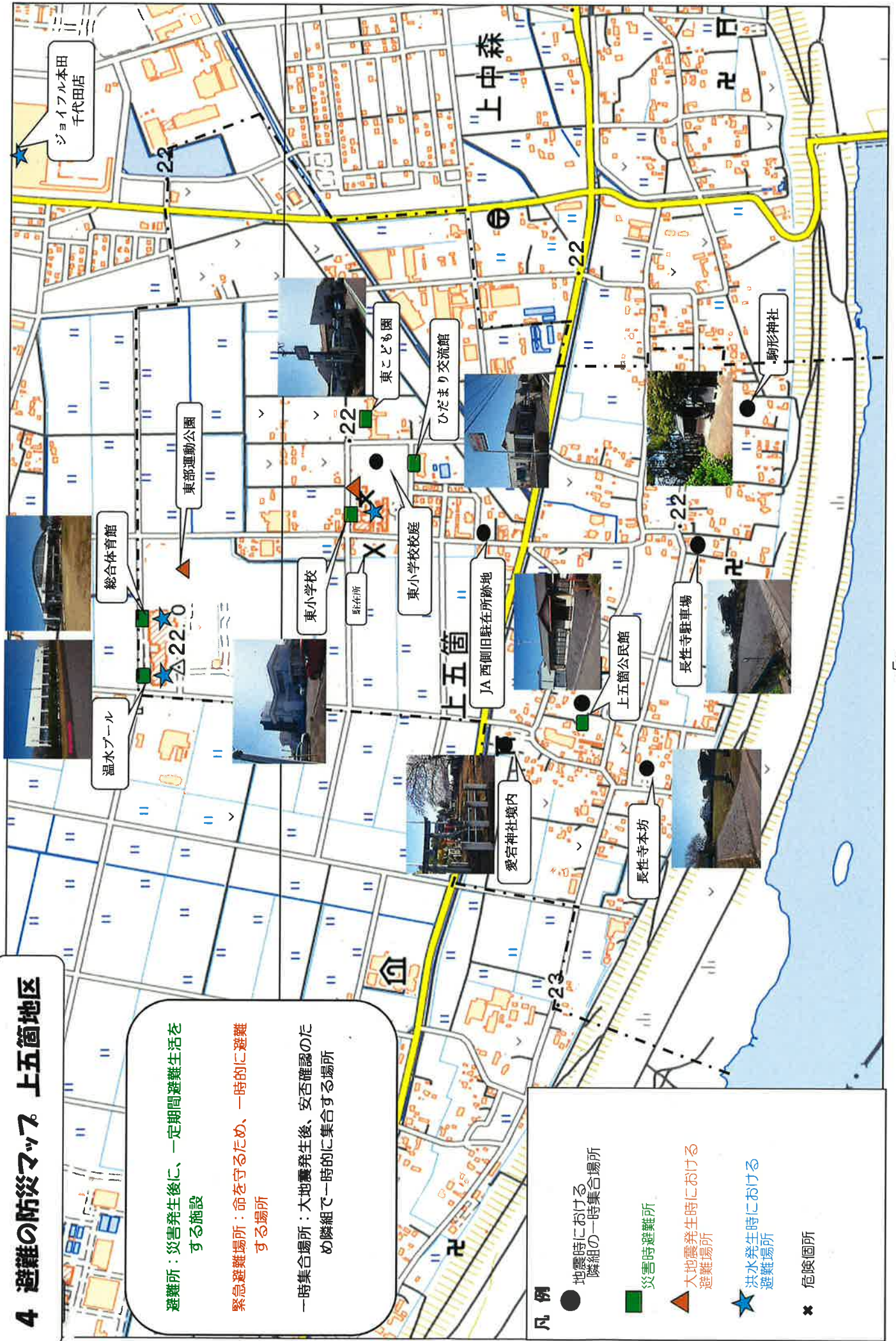
● 地震時における  
隣組の一時集合場所

■ 災害時避難所

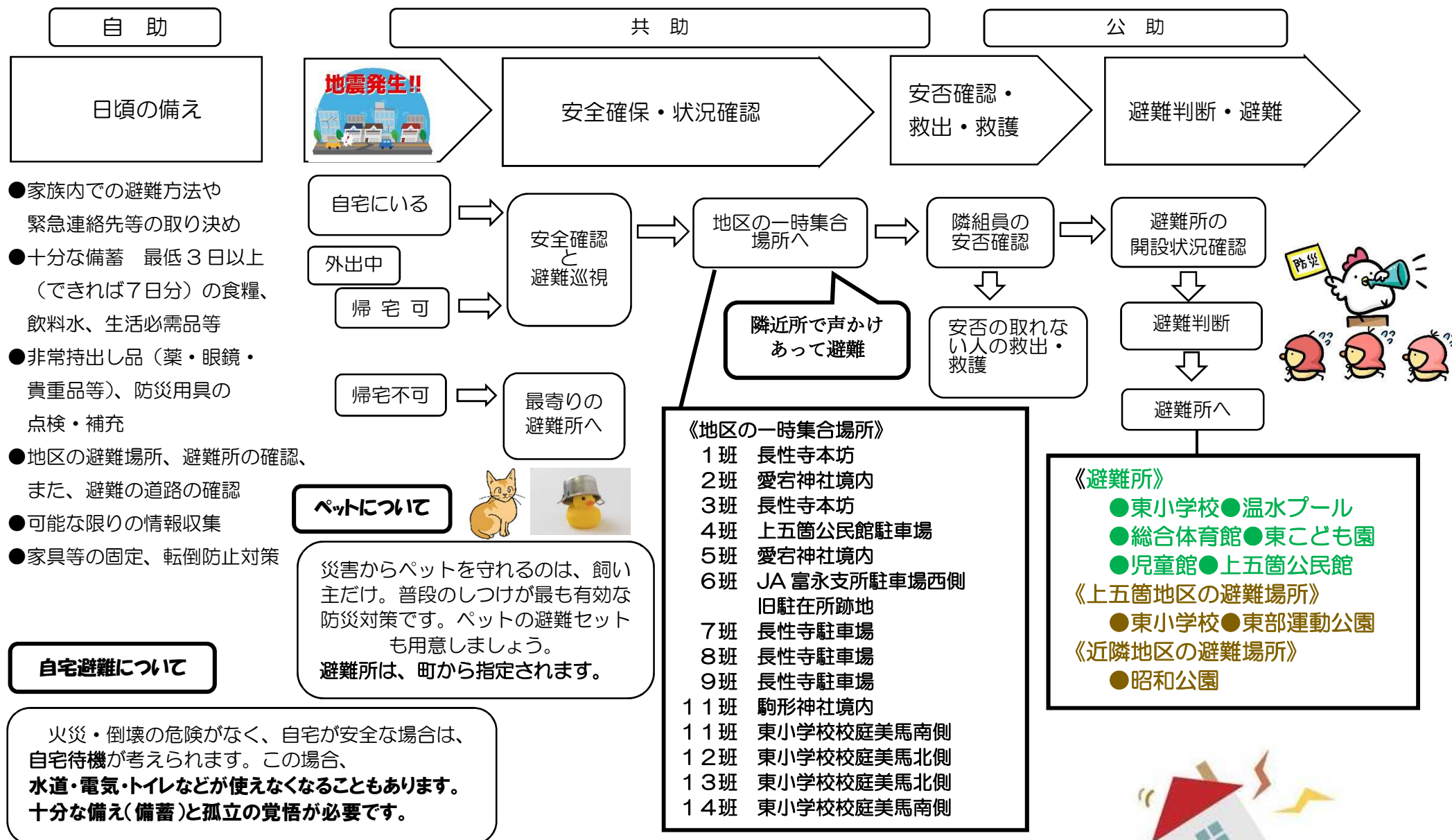
▲ 大地震発生時における  
避難場所

★ 洪水発生時における  
避難場所

× 危険箇所



## 5 地震編 《日頃の備えから災害時の避難までの行動をフロー図で確認してみましょう》





## 5 水害編 《日頃の備えから災害時の避難までの行動をフロー図で確認してみましょう》



自 助

共 助・公 助

日頃の備え

豪 雨 時

避難判断・避難

- ハザードマップによれば、浸水区域で  
浸水深 3m以上 5m未満である。
- 避難所までの順路（安全かつ最短経路）  
を確認する。
- 非常持出し品（薬・眼鏡・貴重品等）、  
防災用具の点検・補充。



### 自宅にとどまる場合

- 十分な備蓄を。（1週間程度）
- 状況によっては、水道・電気・トイレ  
などが使えなくなることもあります。

### ペットについて



災害からペットを守るのは、飼い  
主だけ。普段のしつけが最も有効な  
防災対策です。ペットの避難セット  
も用意しましょう。  
避難所は、町から指定されます。

**最新情報の入手**  
テレビ、インターネット、  
防災行政無線などから  
最新情報を入手する

一人ひとりが、  
防災情報を確認  
できるように。

**入手方法**  
【テレビ】  
データ放送（リモ  
ンの d ボタンを押  
すだけ）

【インターネット】  
「川の防災情報」  
（国土交通省 HP）

【防災行政線】  
避難時は、サイレン  
のみ

【ケーブルテレビ】  
11チャンネル

気象情報・避難情報の確認

**情報の共有**  
家族・近所に知  
らせましょう

### 避難の心得

早めの自主避難を  
心がけましょう！  
大きな災害が予想される  
場合は、避難情報が出  
される前に

### 避難情報発令

避難所の開設を  
確認

避難所へ避難

### 避難の心得

- ・避難は家族や近所の方と一緒に
- ・徒歩で避難

### 避難所

- 東小学校 ●温水プール●総合体育館
- 東こども園●児童館●上五箇公民館

### 避難場所

- (株)ジョイフル本田千代田店
- 東小学校 ●温水プール●総合体育館

| 発表時の状況 | 高齢者等避難（レベル3）                   | 避難指示（レベル4）                                                    | 緊急安全確保（レベル5）                                            |
|--------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
|        | 被害が発生する危険度が高まった状況、又は災害の恐れがある状況 | 被害が発生する危険度が明らかに高まった状況、又は災害の恐れが高い状況                            | 被害が発生する危険度が、非常に高い、あるいは被害が発生し始めた                         |
| 住民の行動  | 避難所が開設される                      |                                                               |                                                         |
|        | ●避難に時間がかかる高齢者や、避難可能な方は避難開始     | ●浸水区域内の方、又は危険な場所から <b>全員避難</b><br>●外出が危険な場合は、安全な建物のより安全な場所に避難 | ●命の危険、直ちに安全確保（命を守る行動）<br>●外出が危険な場合は、安全な建物のより安全な場所に直ちに避難 |

**避難開始を！**

## 6-1 避難行動要支援者の対策



### 災害時に助けが必要な方の避難

災害時、自ら身を守る行動が困難な方（以下、要支援者という。注1）の避難については、家族や親戚はもとより、地区（隣組）の協力が欠かせません。そのためにも、助けを必要とする方は、自分のことを地区（隣組）の方に知ってもらうことが必要です。

**日頃から、ご近所付き合いを大切にすることが大事です。**

※注1 寝たきりなどの高齢者、身体に障害のある方、乳幼児や外国人など

#### ●要支援者の近くに家族・親戚がいる方

要支援者自身で家族・親戚に連絡を取ってもらい（取れる人）、避難方法を決めてください。または、事前に家族・親戚と避難方法を決めておき、協力してもらってください。

#### ●要支援者の近くに家族・親戚がいない方

地区（隣組）で協力して、事前に避難を行うこととなります。避難場所での安否確認も必要です。隣組の方や知り合いと一緒に行動してください。

### 平常時

- 1 各家庭で「避難者カード」の準備・記入
- 2 要支援者の把握

### 災害時

#### 地震

- 1 要支援者への声掛け（両隣人、地区役員など）
- 2 要支援者と一緒に避難（主に家族・親戚など）
- 3 地区の一時避難場所での安否確認（隣組役員）

#### 水害

- 1 「避難準備・高齢者等避難開始」発令時に声掛け（または電話連絡）を行い、要支援者と一緒に避難する。（家族・親戚、近所の人等）

## 6-2 一緒に避難するときのポイント

高齢者・疾病者

- できる限り、複数の人で対応する。
- 緊急の時は、背負う若しくは担架で避難する。

目の不自由な方

- 杖を持つ手と反対側の肘あたりに軽く触れるか、肩や腕を貸して半歩ぐらい前をゆっくり歩く。
- 階段などの障害物を説明しながら進む。
- 方向や位置は、時計の文字盤の位置で伝える。

耳の不自由な方

- 筆談は、要点をわかりやすく。
- 掌に指先で字を書く方法でもよい。
- 話をするときは、顔をまっすぐ向け、口を大きく動かし、ゆっくりと話す。

車いすの方

- 1人で援助が困難な時は、近くの人に応援を求める。
- 車いすは、階段では3, 4人で援助する。上がる時は前向きに、下がる時は後ろ向きに移動する。

外国人

- 身振り、手ぶりで話しかけ、孤立させない。
- 翻訳アプリを利用し、コミュニケーションを図る。



**最新情報をもとに、  
家族や親戚、近所の方といっしょに  
早めの自主避難を心がけましょう。**

# 千代田町第五区 自主防災会規約

## 名 称

第1条 この会は、千代田町第五区自主防災会（以下「本会」という）と称する。

## 事務所の所在地

第2条 本会の事務所は、千代田町第五区自主防災会 会長宅に置く。

## 目 的

第3条 本会は、地域住民の隣保共同の精神に基づき、自主的な防火防災活動を行うことにより地震、大火、その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

## 事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 防火防災に関する知識の普及に関すること。
- ② 災害に対する予防対策に関すること。
- ③ 災害時における避難誘導、初期消火、救出援護、情報の収集伝達及び旧称、給水活動に関すること。
- ④ 防災訓練の実施に関すること。
- ⑤ 防災資器材等の備蓄に関すること。
- ⑥ その他本会の目的を達成するために必要な事項

## 会 員

第5条 本会は、千代田町第五区内にある全世帯を以って構成する。

## 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

- |            |     |
|------------|-----|
| ① 会 長      |     |
| ② 副会長      | 1名  |
| ③ 会 計      | 1名  |
| ④ 書 記      | 1名  |
| ⑤ 相談役      | 若干名 |
| ⑥ 避難誘導班長   | 1名  |
| ⑦ 初期消火班長   | 1名  |
| ⑧ 救出救護班長   | 1名  |
| ⑨ 情報収集伝達班長 | 1名  |
| ⑩ 給食給水班長   | 1名  |

本会の役員は、区役員及び防災経験者等で構成する。

役員の任期は、区役員の任期とする。ただし、再任することができる。

## 役員の任務

第7条 会長は、本会を代表し会を総括する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

会計は、予算編成・収支決算を行い、金銭の出納・保管を行う。

書記は、会運営の記録を残し、防災関係資料の管理保管を行う。

班長は、会務の運営にあたる。また、会長及び副会長ともに事故あるときは、班長全員の協議によりその職務を代行する。



## 会 議

第8条 本会に総会及び役員会を置く。

会議は、会長が議長となり、出席者の過半数をもってこれを決定する。

## 総 会

第9条 総会は、役員を持って構成する。

総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時総会を開くことができる。

総会は、会長が招集する。

総会は、次の事を審議する。

- ①事業報告並びに決算に関すること。
- ②規約及び防災計画の修正に関すること。
- ③組織編制及び任務分担の修正に関すること
- ④事業計画及び予算に関すること
- ⑤その他、総会が特に必要と認めたこと。

## 役員会

第10条 役員会は、班長以上をもって構成し、随時会長が召集し、次の事項を審議する。

- ① 総会に提出すべきこと
- ② 総会において、役員会に委任を認めたこと。
- ③ その他、役員会が特に認めたこと。

## 防災計画の作成

第11条 本会は、災害時による被害の防止及び軽減を図るための防災活動に必要な防災計画を、別に作成する。本会の運営に要する経費は、補助金その他をもって充てる。

## 経 費

第12条 本会の運営に要する経費は、補助金その他をもって充てる。

## 会計年度

第13条 毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 附 則

この規約は、平成23年4月1日から実施する。

## 千代田町第五区 自主防災組織設置要綱

### 目 的

第1条 この要綱は、千代田町第五区（以下「行政区」という。）における地震その他の災害の予防及び災害発生時の措置について定め、もって地域の安全と生活の確保を図ることを目的とする。

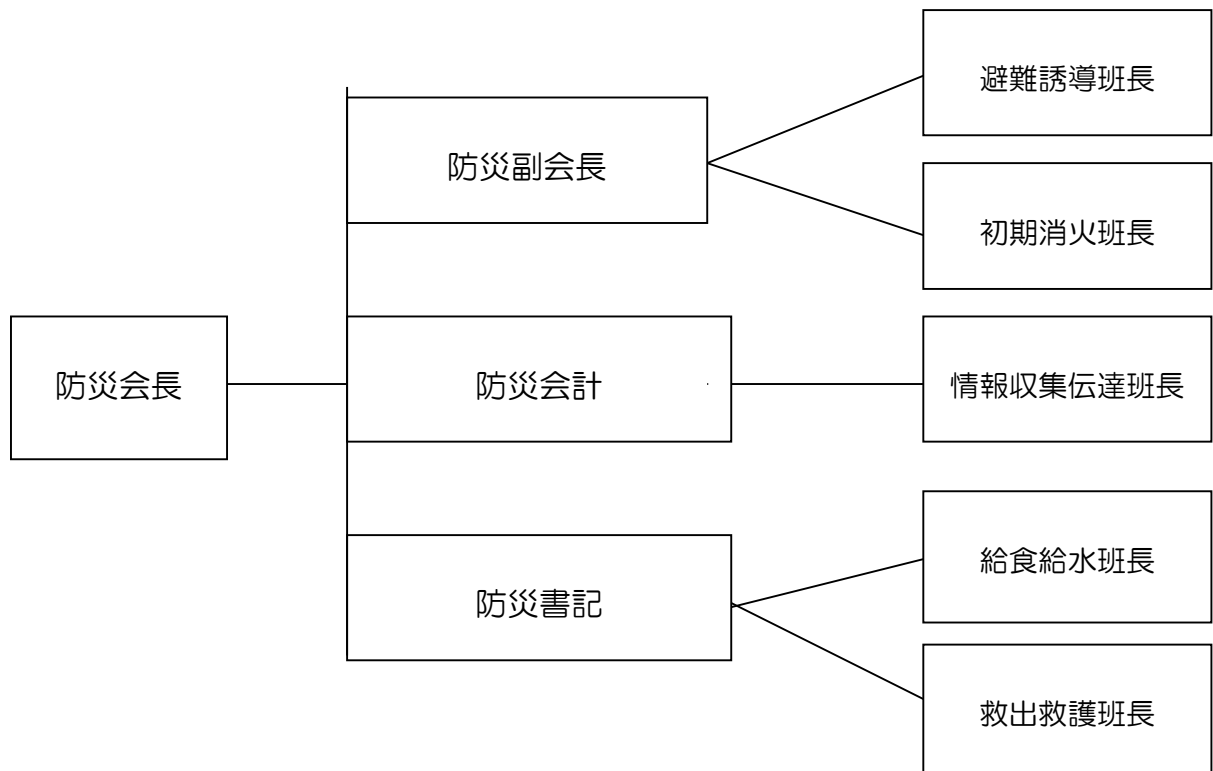
### 設 置

第2条 前条の目的を達成するため、行政区に防災組織を置き、次に掲げる業務を行う。

- ① 住民の防災意識の啓発及び高揚
- ② 災害発生時又は災害発生のおそれがある場合における各種自主防災活動

### 任務分担

第3条 災害発生時の応急活動、迅速かつ効率的に行うため、次のとおり防災組織を構成する。



- ① 防災会長は、各班の業務を統括指揮する。
- ② 防災副会長は、会長を補佐し、班の業務を整理し、班長に事故あるときはその業務を代行する。
- ③ 防災会計は、収支決算や金銭の出納、保管を行う。
- ④ 防災書記は、会運営の記録等を取る。
- ⑤ 各班長は、会長の指示を受け、それぞれの班の業務を行い、所属班員を指揮する。

## 各班の活動内容

|           | 平 常 時                                                                                   | 災 害 時                                                                                    |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 避難誘導班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導訓練</li> <li>・身障者、老人等の弱者対策</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報に基づく避難誘導</li> <li>・公的消防機関との連絡</li> </ul>       |
| ② 初期消火班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出火防止の啓発</li> <li>・初期消火訓練</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火活動</li> <li>・消防機関へ協力</li> </ul>              |
| ③ 救出救護班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・お年寄り、病人などを把握</li> <li>・救急法の知識習得</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等の救出及び手当て</li> <li>・お年寄り、病人などの安全確保</li> </ul> |
| ③ 情報収集伝達班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災知識の普及啓発</li> <li>・情報の収集伝達計画</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集</li> <li>・住民への情報伝達</li> </ul>               |
| ⑤ 給食給水班   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水確保の呼びかけ</li> <li>・炊き出し、給水訓練を行う</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて炊き出し</li> <li>・飲み水、給食等の適正配分</li> </ul>     |

## 防災会議

第4条 防災会議は、防災会長、防災副会長、防災会計、防災書記及び班長をもって組織する。

## 召 集

第5条 防災会議は防災会長が召集し議長となる。

## 協議事項

第6条 防災会議は、防災組織の運営及び防災活動に関する基本的な事項を協議する。

## 関係者の出席

第7条 防災会議には、必要に応じて関係団体の職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

## 行政区民の心得

第8条 行政区の住民は、災害が発生しても速やかに対処できるように災害にたいする備えと心構えを身に付けておくとともに、災害発生時には住民が協力して防災活動を行い被害の軽減に努める常ものとする。

## そ の 他

第9条 この要綱に定めない事項で防災管理上必要な事項については、行政区長が定める。

## 第10条

### 付 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から実施する。